

「保護預り 規程兼振替決済口座管理規程」 変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
国債証券等に係る保護預り業務及び口座管理業務については、以下の保護預り規定兼振替決済口座管理規定に基づき適切に処理するものとする。 保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式） 第 1 条 (省 略) 第 2 条（保護預り証券の保管方法及び保管場所） 当組合は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 4 3 条の 2 に定める分別管理に関する規程に従って次のとおりお預りします。 ① 保護預り証券は、当組合所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混合</u>して保管（以下「<u>混合</u>保管」といいます。）できるものとします。 ② 前号による<u>混合</u>保管は大券をもって行うことがあります。 第 3 条（<u>混合</u>保管に関する同意事項） 前条の規定により<u>混合</u>保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 ① (省 略) ② 第 4 条 (省 略) 第 7 条 <u>第 7 条の 2（指定口座の管理）</u> <u>お客様は、第 7 条の指定口座（その貯金口座が 2021 年 10 月 1 日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。）について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。）として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。</u> <u>2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。</u> <u>3 お客様が前 2 項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによつて生じた損害について、当組合は責任を負いません。</u> 第 8 条 (省 略) 第 12 条	国債証券等に係る保護預り業務及び口座管理業務については、以下の保護預り規定兼振替決済口座管理規定に基づき適切に処理するものとする。 保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式） 第 1 条 (同 左) 第 2 条（保護預り証券の保管方法及び保管場所） 当組合は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 4 3 条の 2 に定める分別管理に関する規程に従って次のとおりお預りします。 ① 保護預り証券は、当組合所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく<u>混蔵</u>して保管（以下「<u>混蔵</u>保管」といいます。）できるものとします。 ② 前号による<u>混蔵</u>保管は大券をもって行うことがあります。 第 3 条（<u>混蔵</u>保管に関する同意事項） 前条の規定により<u>混蔵</u>保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 ① (同 左) ② 第 4 条 (同 左) 第 7 条 <u>(追 加)</u> 第 8 条 (同 左) 第 12 条

